

## 6-4. ケース4（屋内退避）における対応

### ＜ケース4における基本的な考え方＞

#### 【適用条件】

以下の①の全ての条件又は②に該当する場合に適用。

- ① {
  - ・放射性物質放出まで時間的猶予がある場合
  - ・国道197号が使用不可な場合
  - ・港湾が使用不可もしくは船舶の確保ができない場合
- ② {
  - ・放射性物質放出のリスクが高まった場合

#### 【防護措置の方法】

- ・屋内退避を実施。



- ▶ 予防避難エリアの6つの小中学校及び高等学校の児童等(約320人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、学校内で屋内退避を実施。
- ▶ 予防避難エリアの4つの保育所の児童(約60人)は、警戒事態になった場合は保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができなかった児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動し、学校内で屋内退避を実施。

学校			
学校名	人数		
	児童等	職員	合計
三机 <sup>(みつくえ)</sup> 小学校	33人	12人	45人
大久 <sup>(おおく)</sup> 小学校	32人	7人	39人
三崎 <sup>(みさき)</sup> 小学校	51人	14人	65人
瀬戸 <sup>(せと)</sup> 中学校	38人	12人	50人
三崎 <sup>(みさき)</sup> 中学校	42人	14人	56人
三崎 <sup>(みさき)</sup> 高等学校	119人	26人	145人
<b>合計(6施設)</b>	<b>315人</b>	<b>85人</b>	<b>400人</b>

避難準備※1

学校(コンクリート構造物)内で屋内退避を実施

警戒事態

施設敷地緊急事態

保育所			
保育所名	人数		
	児童	職員	合計
三机 <sup>(みつくえ)</sup> 保育所	13人	8人	21人
川之浜 <sup>(かわのはま)</sup> 保育所	7人	5人	12人
大久 <sup>(おおく)</sup> 保育所	11人	4人	15人
三崎 <sup>(みさき)</sup> 保育所	33人	9人	42人
<b>合計(4施設)</b>	<b>64人</b>	<b>26人</b>	<b>90人</b>

避難準備

児童の  
引き渡し

保護者が児童を引き取り・屋内退避を実施

引き渡しができなかった児童と職員は、最寄りの学校に移動し、学校(コンクリート構造物)内で屋内退避を実施

※1: 学校に保護者が児童等の迎えに来た場合は、引き渡しを実施。

※2: 児童等の人数については、平成28年4月1日現在。

# 予防避難エリアの医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者の屋内退避

- ▶ 予防避難エリアの医療機関・社会福祉施設(4施設約170人)のうち2施設(瀬戸診療所及び瀬戸あいじゅ)については、放射線防護施設である自施設内に屋内退避。残り2施設については、近傍の放射線防護施設に屋内退避。
- ▶ 予防避難エリアの在宅の避難行動要支援者のうち、支援者の同行により避難可能な者は、近隣の屋内退避施設もしくは自宅で屋内退避。自宅で屋内退避をすることにより健康リスクが高まる者は、近隣の放射線防護施設に屋内退避。

## ＜医療機関及び社会福祉施設4施設＞

### 避難元施設

#### ＜放射線防護施設＞

番号	施設名	施設種別	入所定員数
1	瀬戸診療所	有床診療所	19人

計19人

番号	施設名	施設種別	入所定員数
2	瀬戸あいじゅ	介護老人福祉施設	40人
		認知症対応型共同生活介護	18人
		軽費老人ホーム	20人
		短期入所生活介護	15人


計93人

番号	施設名	施設種別	入所定員数
3	三崎つわぶき荘	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29人
		認知症対応型共同生活介護	18人
4	かざぐるま	認知症対応型共同生活介護	9人


計56人

### 放射線防護施設

5施設 859人収容可能



瀬戸診療所(273人)、  
瀬戸あいじゅ(136人)



三崎高等学校(34人)、  
串診療所(61人)、  
旧佐田岬小学校(355人)  
【整備中】

( )は、収容人数(予定を含む。)

自施設内に  
屋内退避

近傍の放射線防護施設に  
屋内退避

11人(支援者11人)

自宅で屋内退避を  
することにより  
健康リスクが高まる者

#### ＜在宅の避難行動要支援者＞



在宅避難行動  
要支援者  
(170人)





支援者

支援者の同行により避難可能な者(159人(支援者101人))は、近隣の屋内退避施設もしくは自宅で屋内退避。



- 自宅で屋内退避をすることによって、かえって健康リスクが高まるような重篤者等については、放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護施設へ収容。
- 予防避難エリアの放射線防護施設は、整備中施設を含めて5施設859人を収容可能。
- 放射線防護施設においては、859名がおよそ7日間を目安に生活できる食料及び生活物資等を確保するため、必要な備蓄と供給体制を整備中。

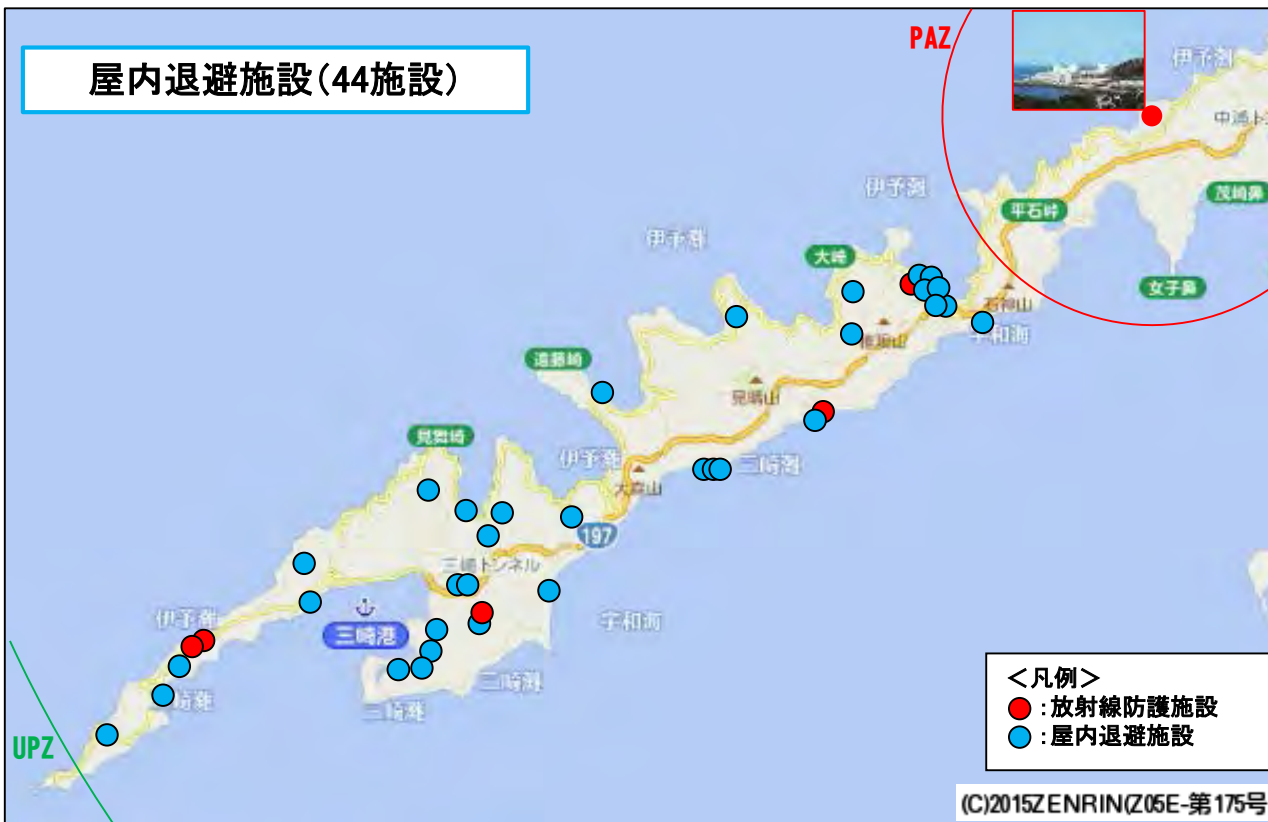
放射線防護施設(予防避難エリア:5施設)



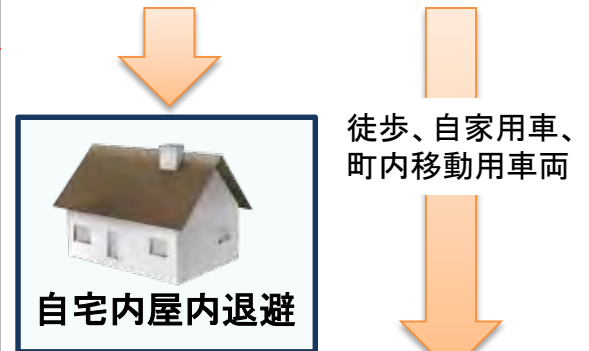
# (ケース4) 予防避難エリアの住民の屋内退避

- 予防避難エリアの住民については、全面緊急事態になった場合、近隣の屋内退避施設もしくは自宅で屋内退避を実施。
- 屋内退避施設へは、徒歩、自家用車、町内移動用車両で移動。

## 屋内退避施設(44施設)



	対象住民数
瀬戸地域 (あしなる、さいちを除く)	1,508人
三崎地域	2,530人
合計	4,038人



※ 対象住民の数は平成28年4月1日現在。

- 放射線防護施設及び屋内退避施設において屋内退避を行う場合は、予防避難エリアの各関係機関保有車両（バス等30台、福祉車両30台（ストレッチャー仕様11台、車椅子仕様19台））を用いて移動。
- 放射線防護施設及び屋内退避施設へは複数回のピストン輸送を実施。

最大対象人数	自家用車で 避難できない住民	保育所の児童	社会福祉施設の入所者
		931人	64人

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 学校の児童等及び医療機関・社会福祉施設のうち放射線防護施設の入所者は、自施設内に屋内退避を実施

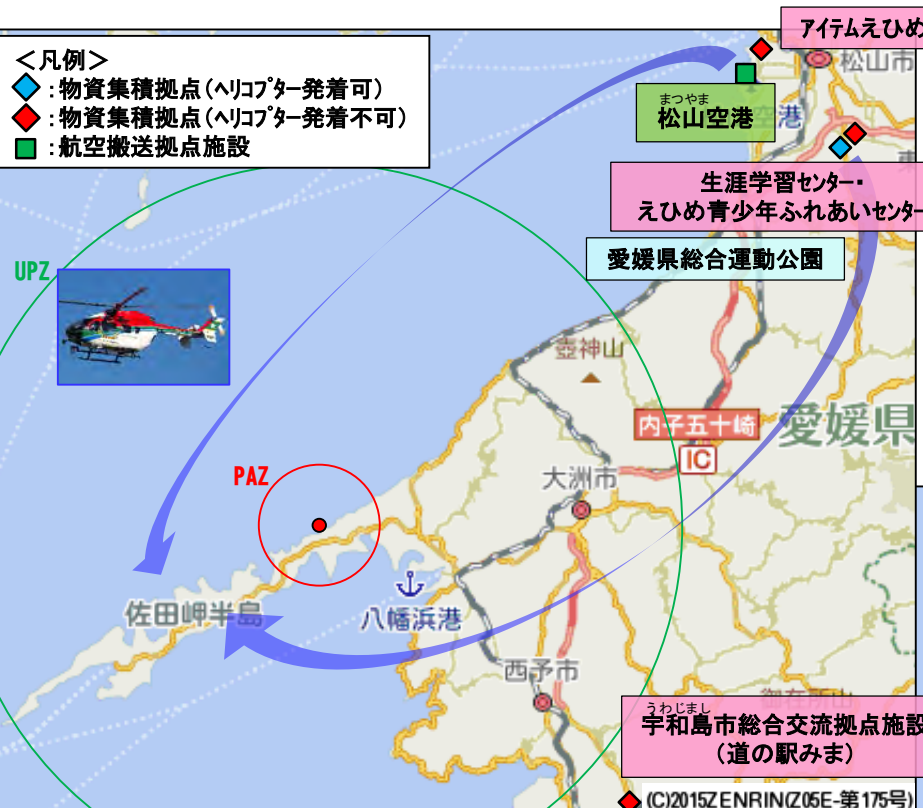
	予防避難エリアの 各関係機関保有車両台数			備考
	バス等 (バス、乗用車)	福祉車両※3 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※3 (車椅子仕様)	
学校、医療機関、社会福祉施設	22台	3台	3台	合計493名乗車可能 ピストン輸送を想定
<small>いかたちょう</small> 伊方町	8台		8台	合計261名乗車可能 ピストン輸送を想定
四国電力		8台	8台	合計56名乗車可能 ピストン輸送を想定
<b>合 計</b>	<b>30台</b>	<b>11台</b>	<b>19台</b>	

※3 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両を保有している場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算

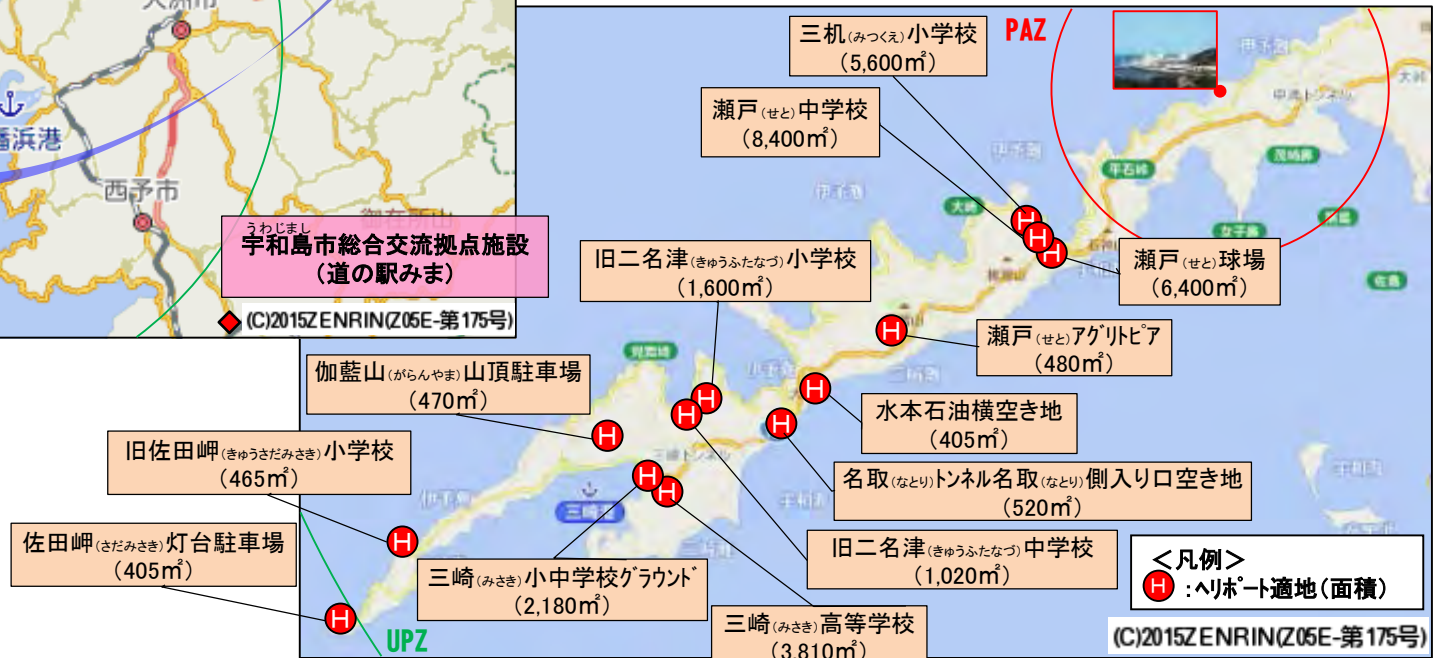
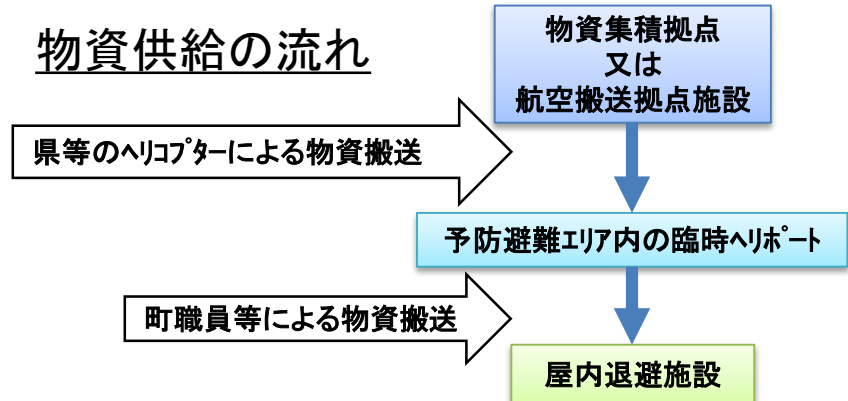
# (ケ-14) 予防避難エリアにおける物資供給体制

➤ 物資集積拠点等から予防避難エリアまで、県等のヘリコプターにより物資を供給。供給された物資については、町職員等により各屋内退避施設等に搬送。

- <凡例>
- ◆ : 物資集積拠点(ヘリコプター発着可)
  - ◇ : 物資集積拠点(ヘリコプター発着不可)
  - : 航空搬送拠点施設



## 物資供給の流れ



- <凡例>
- : ヘルポート適地(面積)



## 7. UPZ圏内における対応

### <対応のポイント>

1. 放射性物質が放出される前には、全面緊急事態において、住民(避難行動要支援者を含む)の屋内退避を開始するため、これを円滑に実施できる体制が必要。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過の区域を特定。当該区域の住民は一時移転を行うこととなるため、施設からの距離に応じ、1週間程度内に一時移転できる体制が必要。

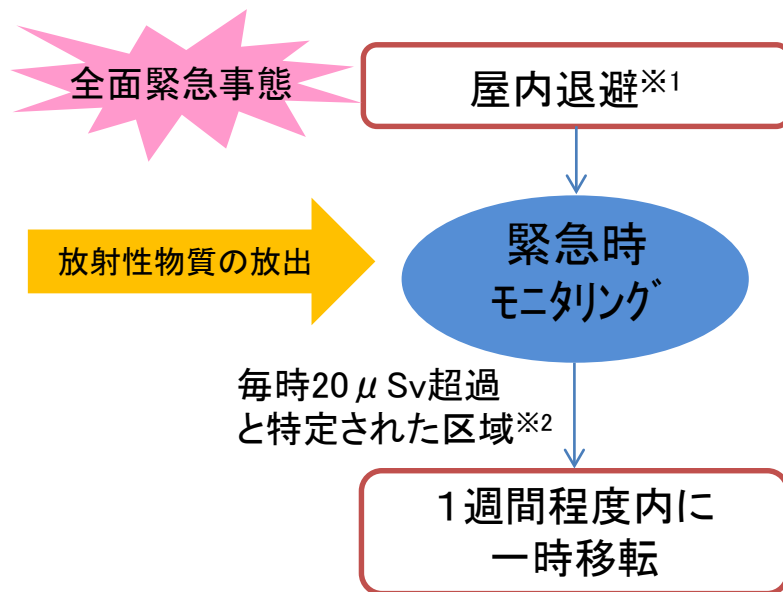
※ UPZ圏内の全住民が一斉には一時移転を行わず、緊急時モニタリング結果に基づき、毎時 $20\mu\text{Sv}$ を超える区域が特定された場合は、特定された区域の住民の一時移転を実施。

# UPZ圏内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階においては、予防的防護措置として、PAZ圏内における住民の即時避難開始とともに、UPZ圏内(予防避難エリアについては、状況に応じた多様な防護措置)においては住民の屋内退避を開始する。
- 放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過となる区域を1日程度内に特定。当該区域の住民は原子力災害対策本部の指示により1週間程度内に一時移転を実施する。



## UPZ圏内の防護措置の基本的な流れ



※1 地震等により家屋における屋内退避が困難な場合には、近隣の避難所等にて屋内退避。仮に近隣の避難所等に収容できない場合には、地震等による影響がない避難所等を、UPZ内外を含め選定し、避難等を実施。

※2 空間放射線量率が毎時 $500\mu\text{Sv}$ 超過となる区域が特定された場合は当該区域の住民を速やかに避難させる。

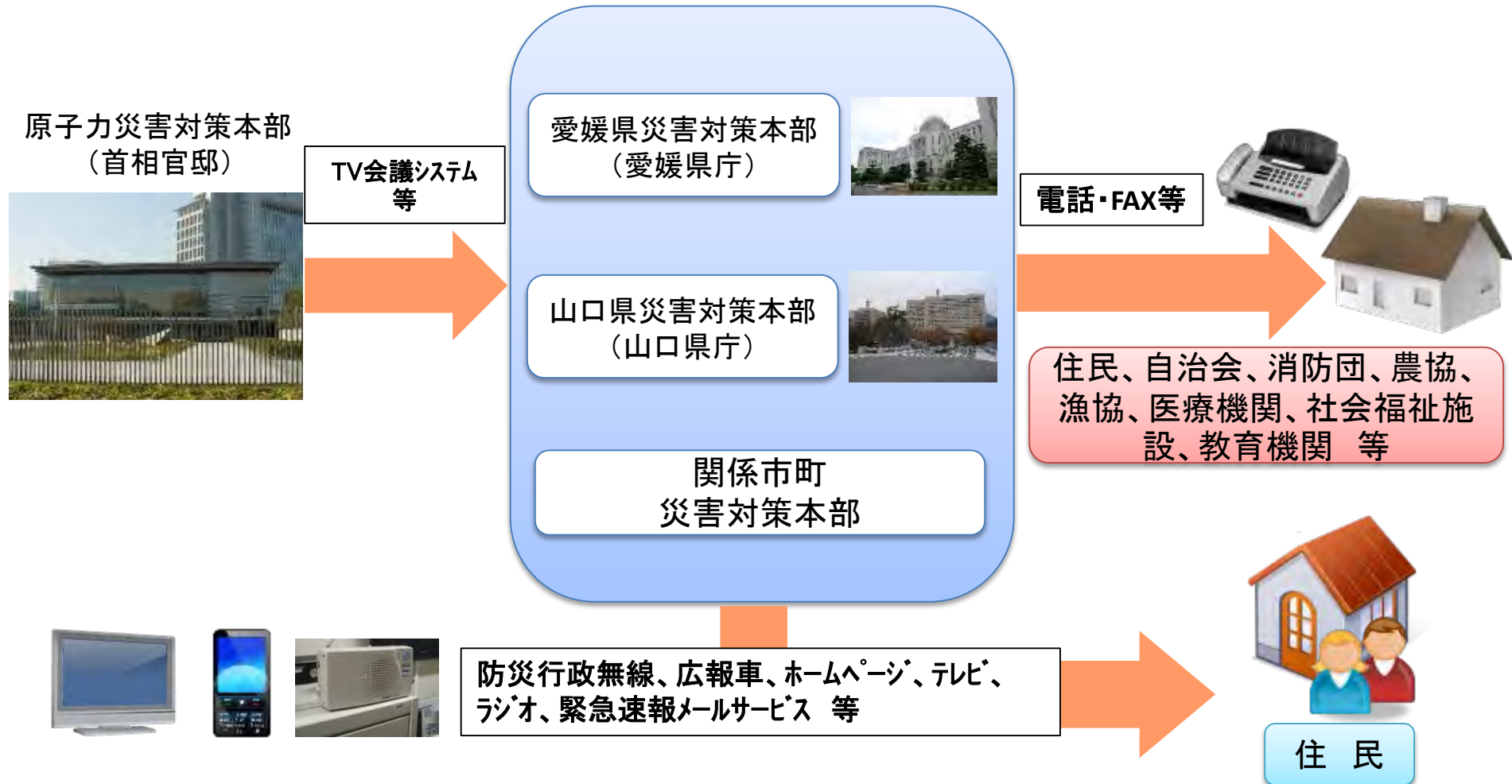
# 一時移転等に備えた関係者の対応

- 愛媛県及び関係市町は、警戒事態で災害警戒本部等を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 山口県及び上関町かみのせきちようは、警戒事態及び施設敷地緊急事態で職員を配備して警戒態勢を確保し、全面緊急事態で災害対策本部を設置。
- 関係市町は、職員配置表に基づき、対象となる各地区に職員を配置。
- 愛媛県内のバス会社は、愛媛県又は関係市町の要請に備えて、バスの派遣準備を開始。
- 愛媛県内の船会社は、愛媛県又は関係市町の要請に備えて、旅客船の派遣準備を開始。
- 上関町かみのせきちようは、町定期船の派遣準備を開始。



# 一時移転等を行う際の情報伝達

- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、愛媛県、山口県及び関係市町に対し、TV会議システム等を用いて伝達。
- 愛媛県、山口県、関係市町・機関から、住民、自治会、消防団、農協、漁協、医療機関、社会福祉施設、教育機関等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。





# UPZ圏内住民の一時移転等①

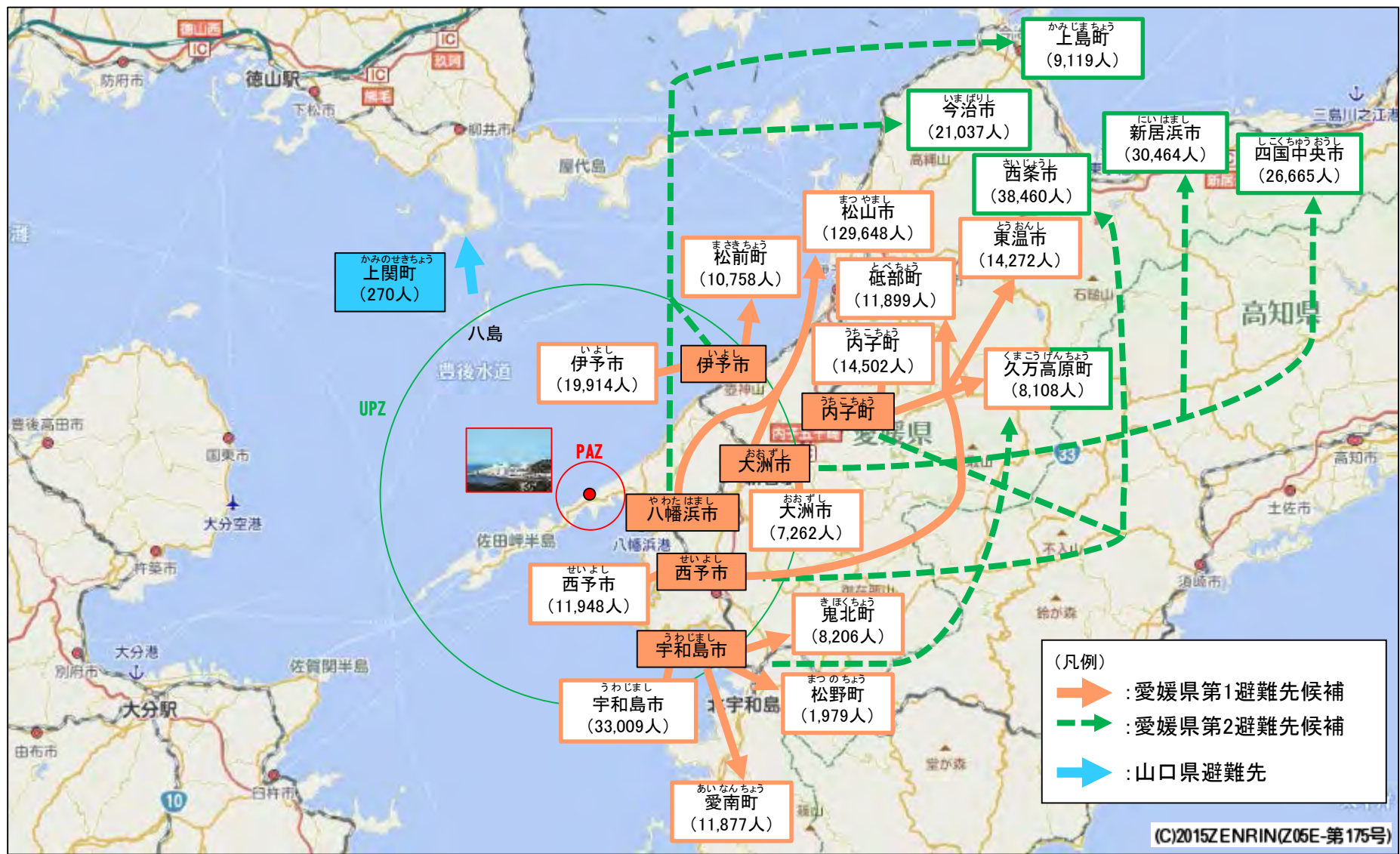
- ▶ 一時移転等実施の際は、国の原子力災害対策本部、愛媛県、山口県、関係市町が、住民の安全と円滑な実施のため、実施に係る実務（避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域毎の一時移転等開始時期など）の調整を行った上で、一時移転等を開始。
- ▶ UPZ圏内関係市町を対象とした避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- ▶ 愛媛県では、第1避難先候補（13市町）に避難を行うが、緊急時モニタリングの結果や、避難経路や避難先の被災状況に基づき第1避難先候補に避難できない場合は、第2避難先候補（6市町）に避難する。なお、避難受入市町が指定する場合は避難経路所を經由。
- ▶ 上関町（八島地区）では、上関町総合文化センターに避難を行い、上関町総合文化センターに避難できない場合は、上関町民体育館に避難する。

県名	市町名 ※( )は対象人口	第1避難先候補 ※( )は受入可能人数、【 】は避難経路所	第2避難先候補 ※( )は受入可能人数
愛媛県	八幡浜市 (35,643人)	松山市(129,648人)【愛媛県総合運動公園】 <b>合計(129,648人)</b>	今治市(21,037人)、上島町(9,119人) <b>合計(30,156人)</b>
	大洲市 (41,851人)	大洲市内(7,262人)、松山市(129,648人)【愛媛県総合運動公園】 <b>合計(136,910人)</b>	新居浜市(30,464人)、四国中央市(26,665人) <b>合計(57,129人)</b>
	西予市 (29,050人)	西予市内(11,948人)【乙亥の里】、東温市(14,272人)【東温市総合公園】、砥部町(11,899人)【砥部町陶街道ゆとり公園】、久万高原町(8,108人)【久万高原グラウンド】 <b>合計(46,227人)</b>	西条市(38,460人) <b>合計(38,460人)</b>
	宇和島市 (4,263人)	宇和島市内(33,009人)、松野町(1,979人)、鬼北町(8,206人)、愛南町(11,877人) <b>合計(55,071人)</b>	久万高原町(8,108人) <b>合計(8,108人)</b>
	伊予市 (759人)	伊予市内(19,914人)、松前町(10,758人)【松前公園】 <b>合計(30,672人)</b>	今治市(21,037人)、上島町(9,119人) <b>合計(30,156人)</b>
	内子町 (123人)	内子町内(14,502人)、東温市(14,272人)【東温市総合公園】、砥部町(11,899人)【砥部町陶街道ゆとり公園】、久万高原町(8,108人)【久万高原グラウンド】 <b>合計(48,781人)</b>	西条市(38,460人) <b>合計(38,460人)</b>

※上記避難先候補施設に避難できない場合や、二次被害等があった場合は、山口県(受入可能人数:464,575人)へ避難

山口県	上関町 (26人)	上関町総合文化センター(270人)	上関町民体育館(220人)
-----	--------------	-------------------	---------------

# UPZ圏内住民の一時移転等②



(凡例)

- (Orange arrow): 愛媛県第1避難先候補
- - - (Green dashed arrow): 愛媛県第2避難先候補
- (Blue solid arrow): 山口県避難先

(C)2015ZENRIN(Z05E-第175号)

※伊方町を除く  
※( )は受入可能人数

※愛媛県の関係市町は、避難先候補施設に避難できない場合や、二次被害等があった場合は、山口県(受入可能人数:464,575人)へ避難

# 愛媛県におけるUPZ圏内の医療機関の避難先及び受入先確保のための調整スキーム

- 半径5～30km圏にある全ての医療機関(病院及び有床診療所、26施設2,450人)において、個別の避難計画を策定済み。
- 一時移転等の防護措置が必要になった場合、愛媛県災害対策本部が緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネータの助言を受け、医療機関の受入候補先を選定するとともに、受入に関する調整を実施。

①情報周知

## 愛媛県災害対策本部

①情報提供

④避難先連絡

③受入要請

②受入調整依頼



避難元病院等(予防避難エリアを除く)

避難先病院(県内12市町)

⑤避難の実施

施設数	入院定員
26	2,450人

受入施設数	受入可能人数
98	2,829人

### マッチングフロー

- ①: 県は市町災害対策本部を通じ、受入自治体及び医療機関の協力を得て、あらかじめ病院等の避難先となる病院群の情報を整理し、避難元の病院等に周知
- ②: 避難指示又は避難準備情報の発令が見込まれる段階で、避難元病院等は市町災害対策本部を通じ県に対し、避難先病院等の受入調整を依頼
- ③: 県は、避難先候補病院等に対し避難の受入を要請し、避難準備を整える
- ④: 県は市町災害対策本部を通じ、避難実施段階で避難元病院等に対し、避難先病院等及び避難ルート等を連絡
- ⑤: 避難の実施

# UPZ圏内の社会福祉施設の避難先

- 半径5～30km圏にある全ての社会福祉施設(109施設3,259人)については、施設ごとの避難計画を作成しており、短期入所、グループホームの一部を除き、施設ごとにあらかじめ避難先施設を確保。
- なお、短期入所、グループホームの一部(23施設161人)は家族への引き渡しを優先。家族への引き渡しができない場合には、愛媛県災害対策本部が受け入れ先を調整。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、愛媛県災害対策本部が受け入れ先を調整。

## <5～30km圏内(予防避難エリアを除く)>

施設区分	施設数	入所定員
救護施設・授産施設	1	70人
児童福祉施設	1	40人
老人福祉・介護保険施設	77	2,681人
<b>合計</b>	<b>79</b>	<b>2,791人</b>

施設区分	施設数	入所定員
障害福祉施設	30	468人

施設ごとの  
避難先を確保

## <30km圏外(県内17市町)>

受入施設数	受入可能人数
3	83人
3	69人
137	2,821人
<b>143</b>	<b>2,973人</b>

※1

受入施設数	受入可能人数
18	307人

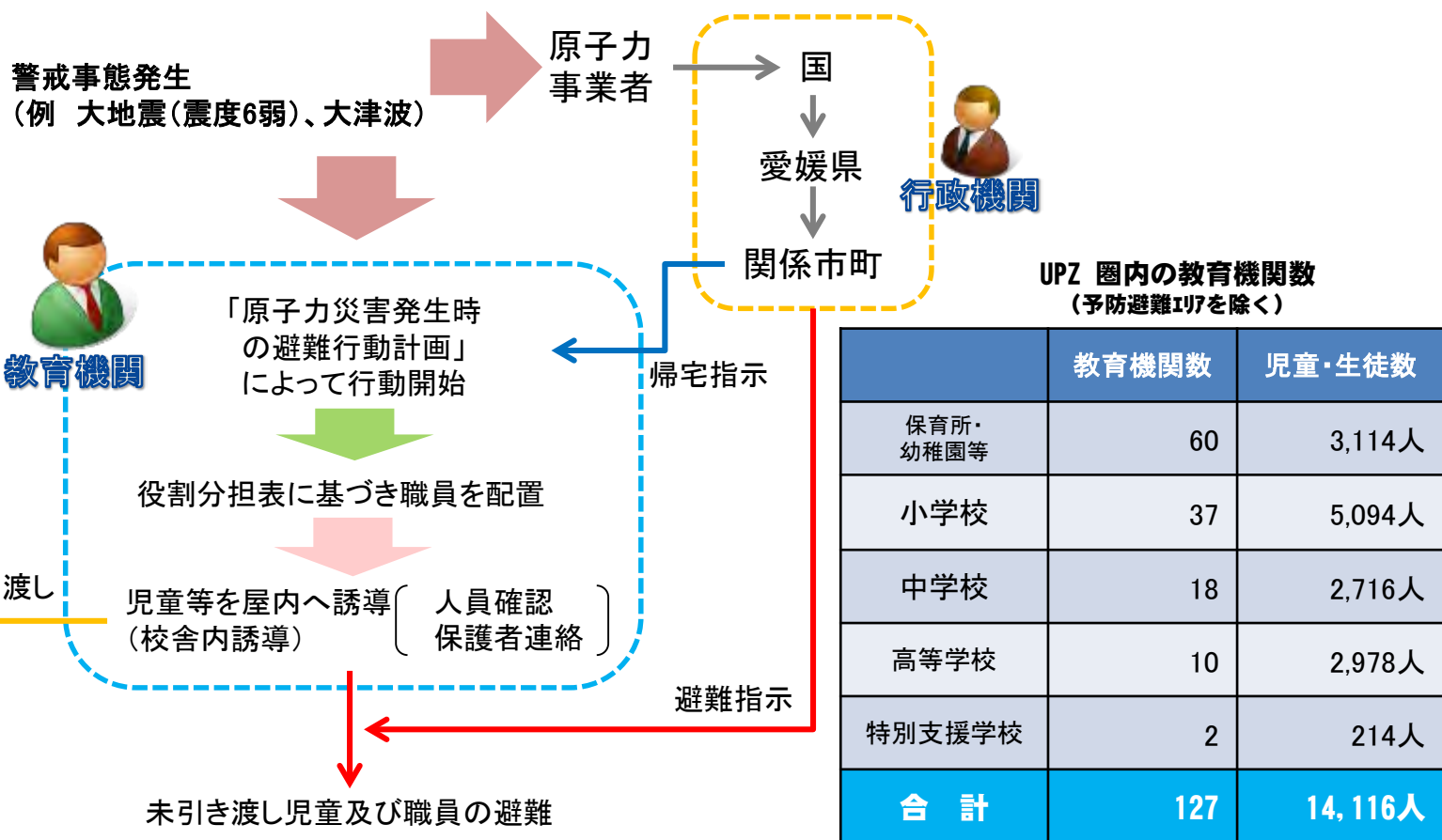
※1: 短期入所、グループホームの一部(23施設161人)は家族への引き渡しを優先し、それ以外は施設ごとの避難先を確保。家族への引き渡しができない場合には愛媛県災害対策本部が受け入れ先を調整。

※2: 山口県のUPZ圏内に社会福祉施設は存在しない。



# UPZ圏内の学校・保育所等の防護措置

- 愛媛県では、施設敷地緊急事態により市(町)災害対策本部から帰宅指示が出された場合は、児童等を保護者に引き渡し、引き渡しができない児童等は屋内退避を実施する。市(町)災害対策本部から避難指示が発出された場合は、職員は未引き渡し児童等とともに避難を行う。
- 校長、園長等は随時、市(町)災害対策本部と連携を図る。



UPZ 圏内の教育機関数  
(予防避難177を除く)

	教育機関数	児童・生徒数
保育所・幼稚園等	60	3,114人
小学校	37	5,094人
中学校	18	2,716人
高等学校	10	2,978人
特別支援学校	2	214人
<b>合計</b>	<b>127</b>	<b>14,116人</b>

※ 山口県のUPZ圏内に学校・保育所等は存在しない

# UPZ圏内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 連絡が通じない場合は、関係市町職員や消防団員等が、屋内退避・一時移転等の協力を実施予定。
- 一時移転等が必要となった在宅の避難行動要支援者は、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は福祉避難所等へ移動する。

## 関係市町災害対策本部

防災行政無線・緊急速報メールサービス・TV・ラジオ等による情報提供

連絡等

屋内退避

同居者・支援者

協力

在宅避難行動要支援者

一時移転等

移動

福祉避難所等  
(175施設)

UPZ 圏内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)  
(予防避難エリアを除く)

		5～30Km圏内
愛媛県	やわたはまし 八幡浜市	3,508人(3,508人)
	おおずし 大洲市	1,874人(1,090人)
	せいよし 西予市	1,258人( 804人)
	うわじまし 宇和島市	108人( 40人)
	いよし 伊予市	9人( 7人)
	うちこちよう 内子町	3人( 0人)
	合計	6,760人(5,449人)
山口県	かみのせきちよう 上関町	0人( 0人)

※1 ( )内は支援者有り

※2 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※3 支援者がいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者が確保できない場合においても、緊急時に消防団や自主防災組織等の避難支援等関係者と情報を共有し、避難支援等関係者による屋内退避・一時移転等の支援ができる体制を整備中。

# UPZ圏内の一時的移転に必要な輸送能力の確保

UPZ圏内で一時移転の対象となる区域はその一部に留まることが想定され、また、一時移転は1週間程度内に実施する。愛媛県では、一時移転が必要となった場合の輸送能力の確保については、

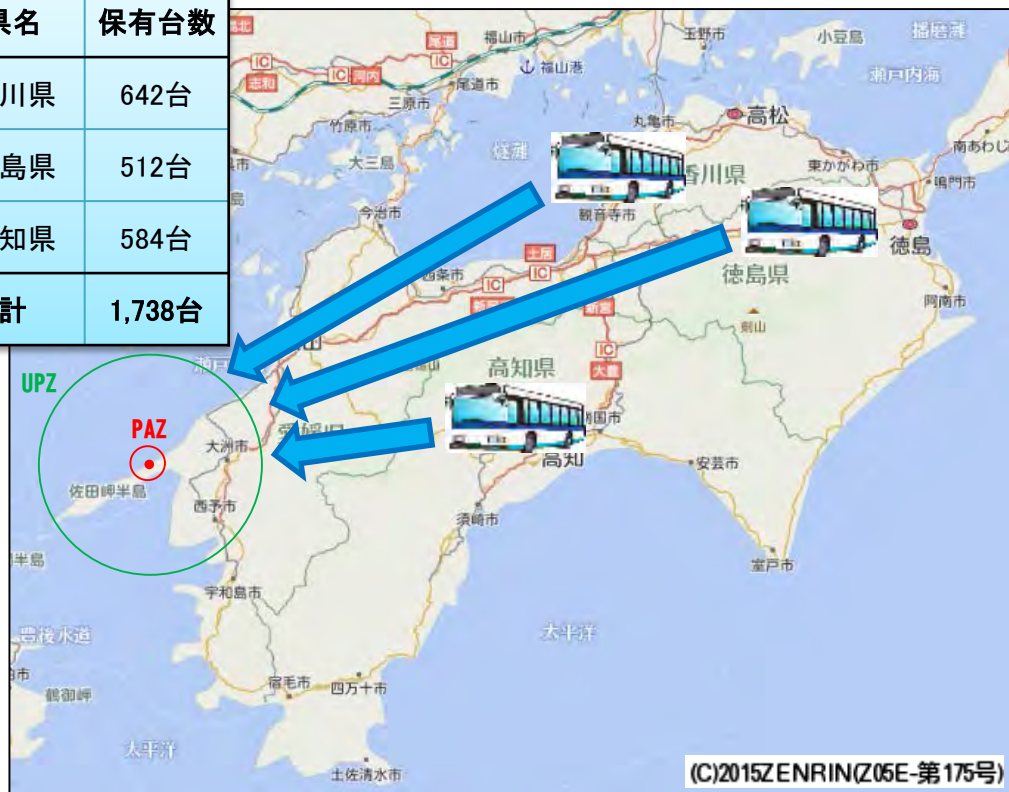
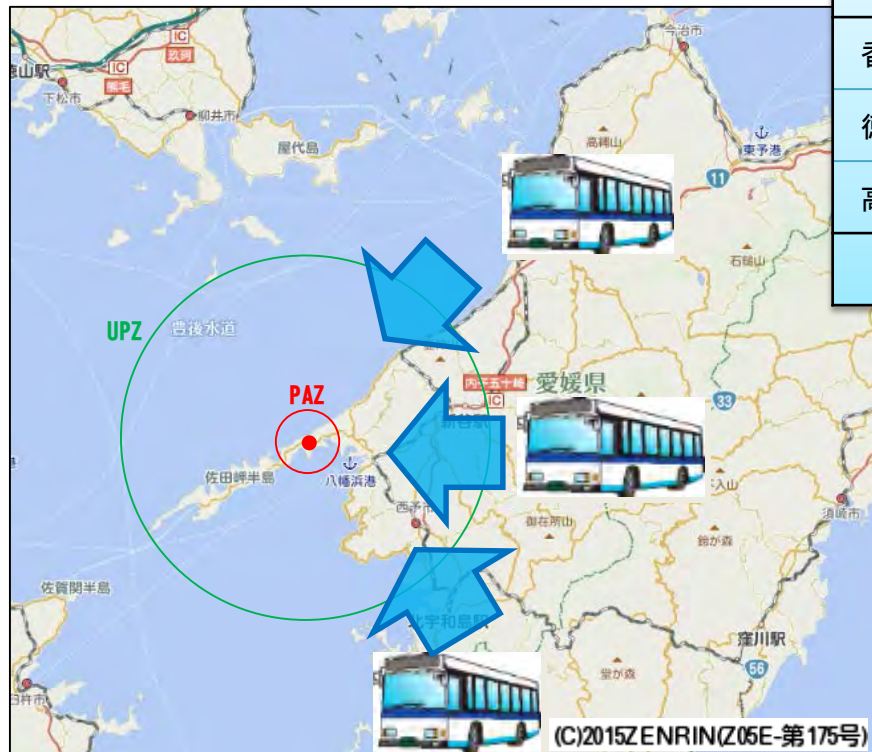
- 愛媛県が、県内のバス会社から必要となる輸送手段を調達
- 愛媛県内の輸送手段では不足する場合、他県との応援協定に基づき、隣接県等から輸送手段を調達により必要な輸送能力を確保する。

山口県では、上関町が町定期船を輸送手段として確保することにより必要な輸送能力を確保する。

上記手段により確保した輸送手段で対応できない場合、原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請する。

愛媛県内のバス会社	保有台数
32社	868台

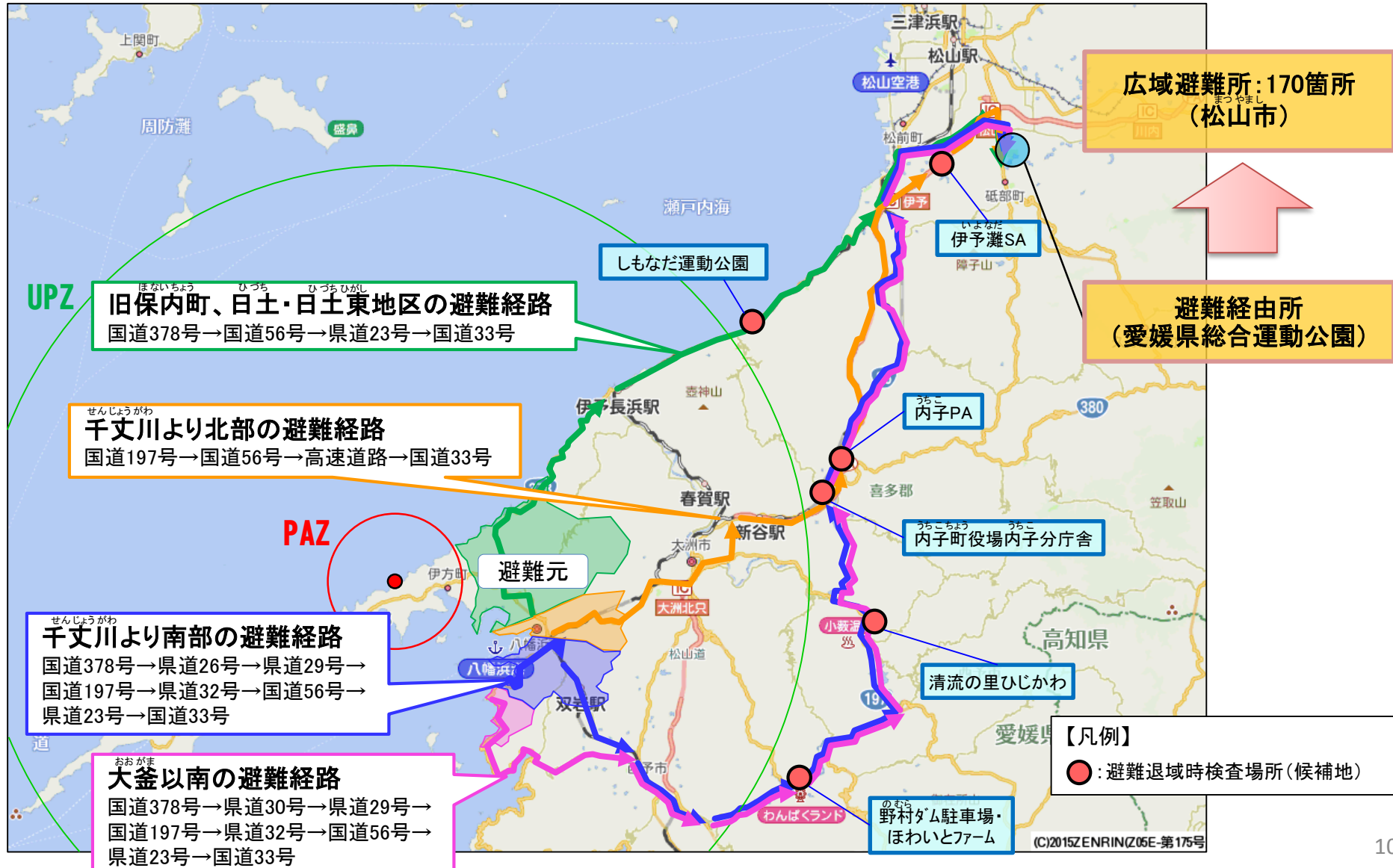
四国各県保有バス台数	
県名	保有台数
香川県	642台
徳島県	512台
高知県	584台
計	1,738台



※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請



- ▶ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。







➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

**宇和地区(多田・中川・石城)の避難経路**  
 〈国道56号→県道29号→国道441号→国道197号→  
 県道229号→国道56号〉又は〈代替経路: 国道56号〉  
 →県道23号→国道11号

**宇和地区(宇和)の避難経路**  
 〈国道56号→県道29号→国道441号→  
 国道197号→県道229号→国道56号〉又は〈代替経路: 国道56号〉→  
 県道23号→国道33号

**三瓶地区の避難経路**  
 県道30号→国道56号→  
 県道29号→国道441号

**野村地区の避難経路**  
 〈国道441号〉又は〈代替経路: →国道441号→  
 県道331号→県道44号→県道29号→国道441号〉、  
 県道44号→県道29号→国道441号

**避難経由所**  
 (東温市総合公園)

**広域避難所: 21箇所**  
 (東温市)

**明浜地区の避難経路**  
 県道45号→〈県道29号→国道441号→国道197号→  
 県道229号→国道56号〉又は〈代替経路: 国道56号〉  
 →県道23号→国道11号

**避難経由所**  
 (砥部町陶街道ゆとり公園)

**広域避難所: 17箇所**  
 (砥部町)

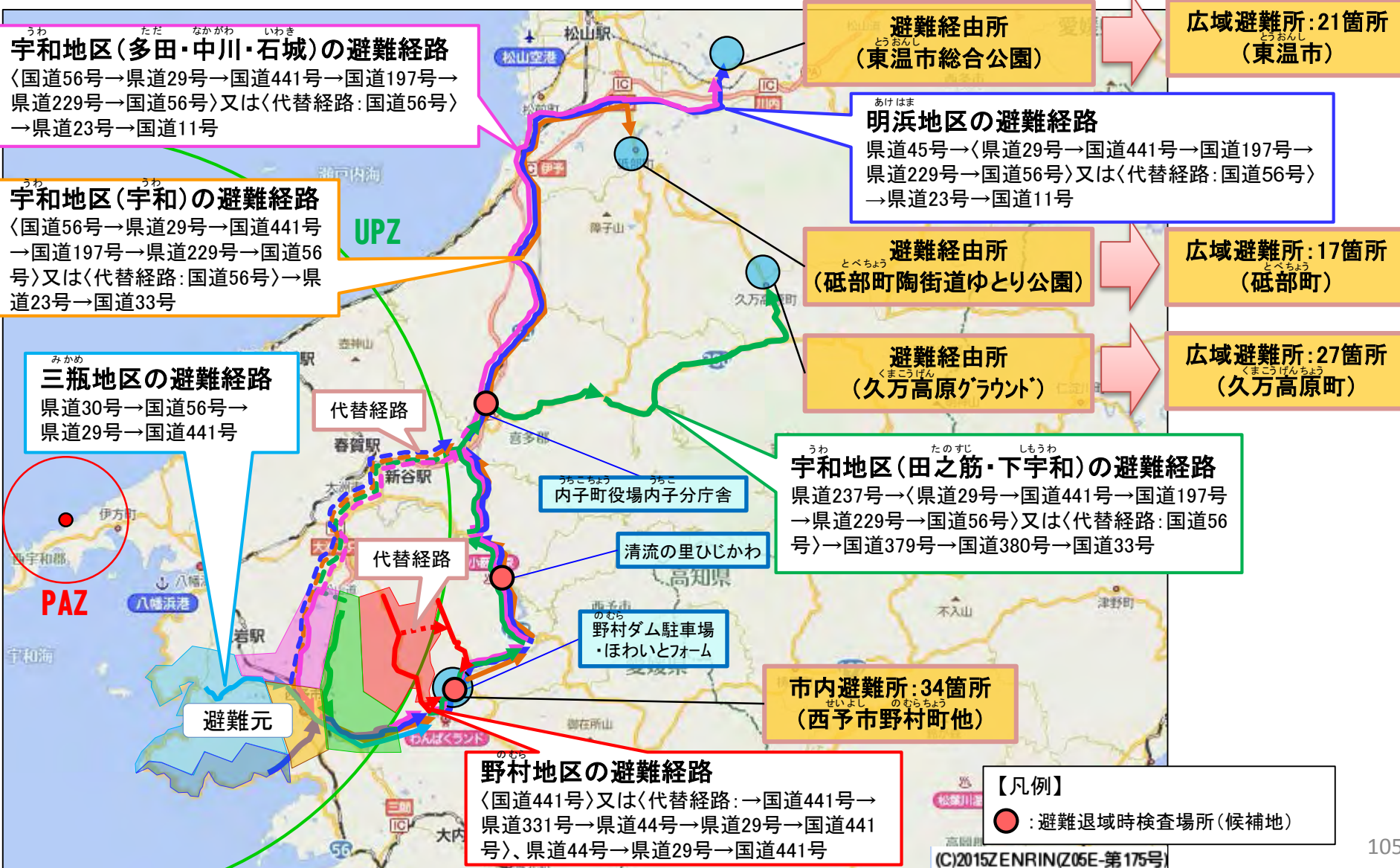
**避難経由所**  
 (久万高原グラウンド)

**広域避難所: 27箇所**  
 (久万高原町)

**宇和地区(田之筋・下宇和)の避難経路**  
 県道237号→〈県道29号→国道441号→国道197号→  
 県道229号→国道56号〉又は〈代替経路: 国道56号〉  
 →国道379号→国道380号→国道33号

**市内避難所: 34箇所**  
 (西予市野村町他)

【凡例】  
 ● : 避難退域時検査場所(候補地)



▶ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。





➤ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、あらかじめ複数の避難の経路を設定。





➤ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、あらかじめ複数の避難の経路を設定。

